

(別紙)

1 質問項目及び内容

伊勢湾における日米合同訓練の実施について

- (1) 12月16日に防衛省より三重県に対して情報提供があったものの、その事実を公表するなど県民に情報提供することもなく、必要な情報収集等を行わなかった理由を示されたい。また、県内における日米合同訓練の実施は、本年2月、12月と相次いでおり、県民の不安の増大も懸念されるが、県はどのように対応されるのか示されたい。

2 回答

伊勢湾における掃海訓練の実施にかかる公表、関係者への周知等については、実施主体である海上自衛隊により主体的に行われるものであり、例年、実施の1～2週間前に実施内容が公表されています。

また、同訓練は、近年では平成23年2月から、平成25年2月を除き、毎年、同時期に実施されており、同訓練に関して、これまで、県民の皆さんの安全・安心にかかる問題等は発生していません。

加えて、同訓練の実施にあたっては、防衛省東海防衛支局により、関係する漁業協同組合等との調整が行われたうえで実施されると聞いています。

こうしたことをふまえ、県としては、引き続き情報収集を継続していくこととしたところです。

東海防衛支局に確認したところ、陸上自衛隊と米海兵隊との実動訓練の実施と、今回の海上自衛隊が計画し実施している伊勢湾での掃海訓練が日米共同で実施されることの間には関係はないと聞いています。

県としては、今回の掃海訓練について、県民生活への影響を勘案したうえで、今後、対応について検討していきます。

1 質問項目及び内容

伊勢湾における日米合同訓練の実施について

- (2) 従来の自衛隊単独による訓練から「日米合同訓練」となることに伴い、日米地位協定に従って訓練の決定過程のほか、訓練時や事故時の対応など国内法令が適用されない場合も考えられるが、どのような違いがあるのか具体的に示されたい。また、その上でどのような想定をする必要があると考えているのか認識を示されたい。

2 回答

防衛省東海防衛支局に確認したところ、「日米共同訓練の場合には、日米地位協定に基づき、合衆国軍隊が使用を許される施設及び区域について、日米合同委員会の承認が必要となる」と聞いています。

また、防衛省東海防衛支局からは「本訓練において事故が発生した場合は、すみやかに連絡するとともに、関係法令等に基づき適切に対応する」旨、回答を得ています。

加えて、「一般的に、公務執行中の米軍の行為については国内法が適用されないが、公務執行中以外での米軍の行為については、特定の場合を除き、国内法が適用される」とのことです。

県としては、今回の掃海訓練について、県民生活への影響を勘案したうえで、今後、対応について検討していきます。

1 質問項目及び内容

伊勢湾における日米合同訓練の実施について

- (3) 本年12月の自衛隊と米海兵隊との実動訓練では、三重県防災対策部がその対応にあっていたが、今回の日米合同訓練にあたっては戦略企画部が対応する理由を示されたい。また、必要な情報収集等に向けて適切であるのか見解を示されたい。

2 回答

自衛隊との調整については、案件ごとに担当する部局が対応することとしています。

平成23年から伊勢湾で行われている掃海訓練においては、漁業の操業や海域への立ち入りが制限されるなどの影響が生じることなど多方面への影響が考えられることから、総合調整機能を有し、平和行政を所管している戦略企画部が窓口として対応し、得た情報を防災対策部、農林水産部、県土整備部に共有しています。

令和元年12月1日から13日にかけて実施された陸上自衛隊と米海兵隊との実動訓練においては、米軍のオスプレイに対して県民の皆さんの不安が払しょくされていない状況の中で、県内の明野駐屯地を使用することをふまえ、防災・危機管理を所管する防災対策部が自衛隊との調整を行いました。

いずれの場合においても、関係部局が常に連携をとって対応しているところです。

1 質問項目及び内容

伊勢湾における日米合同訓練の実施について

- (4) 沖縄県をはじめ米軍基地を有する自治体においては、米軍による訓練等の情報収集と住民への情報提供、その他必要な関係機関への要請活動など迅速かつ積極的に行っているところであるが、これらの取り組みをどのように評価しているのか見解を示されたい。また、沖縄県をはじめとする米軍基地を有する自治体における基地対策への取り組みを調査し、日米地位協定の問題点への共通理解を深めることも合わせて、今後の三重県における米軍による訓練等への必要な対策に生かす必要があると考えるが見解を示されたい。

2 回答

平成28年11月に設置された「全国知事会 米軍基地負担に関する研究会」での活動を通じて、米軍基地の存在が、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があることや、日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況であること、といった、現状や課題についての理解を深めたところです。

また、この研究会の成果をもとに、平成30年7月に開催された全国知事会において「全国知事会 米軍基地負担に関する提言」をとりまとめ、平成30年8月には、全国知事会として外務省や防衛省、在日米国大使館への要請活動も行っています。

日米共同訓練の実施については、我が国の外交や防衛、安全保障に関する事案であるため、国において大局的な観点から十分議論いただくことが重要ですが、住民の日常生活に直接影響を及ぼす可能性もあることから、国は、関係自治体やその住民に対し十分な情報を提供し説明を尽くす必要があると考えています。

なお、今回のように、三重県で、日米共同での訓練が実施される場合においては、他県の事例を調査するなどして、対応を検討していきます。